

上尾市水道事業管理規程第2号

上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8年 2月 6日

上尾市長 畠山 稔

上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程（平成10年上尾市水道事
業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第7条の定めるところにより、これを」を「第2条第2
項の規定の例により」に改める。

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程
第4条第1項の規定は、この規程の施行の日以後にする措置について適用
し、同日前にした措置については、なお従前の例による。